

第202300032621号  
第202300024568号  
第202300025096号  
令和5年4月28日

県内高齢者施設、障がい児・者施設を運営する法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長

(公印省略)

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長

(公印省略)

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について(通知)

日ごろ、高齢者福祉行政及び障がい児・者福祉行政への格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から変更となり、罹患した場合に外出自粛をするかどうかは個人の判断に委ねられることとなります。その際の判断にあたって参考にしていただきたいQ&A等が、このたび厚生労働省から発出されました(別添1及び2)。

つきましてはポイントとなる点を抜粋しましたので、5月8日以降に高齢者施設等の従業者が罹患した場合の就業制限を検討する際にご参照ください。

#### 記

※ 以下の「高齢者施設等」には、重症化リスクが高い者(65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する障害児者等)が多く生活する障害福祉サービス事業所等(障害児入所・通所事業所を含む)が含まれます。

○ 以下の点を参考にしつつ、高齢者施設等には重症化リスクを有する方が多く生活することを踏まえ、各施設において新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。

(1) 発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは、外出を控えることが推奨されます(※1)。

(2) 発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用等周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。

※1 発症日を0日目とします。無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

(添付資料)

【別添1】「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)」

【別添2】「5類移行後の新型コロナに罹患した介護従事者の就業制限解除の考え方について」

連絡先 福祉・医療施設感染対策センター

080-6460-8923